

2022 年度防災管理者等研修会
2022 年度コンビナート事業所保安対策推進連絡会
「行政からの連絡事項」

2023 年 3 月

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

はじめに

本研修会及び連絡会は石油コンビナート等災害防止法（石災法）対象の特定事業所と高圧ガス保安法（高圧法）対象の特定製造事業所を対象としたものです。研修会については石油コンビナート等防災計画に基づき防災管理者に対して石油コンビナート区域における防災体制の一層の充実を図るために実施されるものです。また、連絡会についてはコンビナート事業所を対象とした法令周知、保安情報、事故情報等の普及啓発のために実施しています。

本研修会等の出席者や議題内容に一部重複する面があることから、平成 22 年度から併せて開催しているところです。

なお、今回は、HP 上での情報提供とさせていただきます。

1 2022年度 石油コンビナート等防災本部訓練の結果について【共通】（資料1）

石油コンビナート等特別防災区域での災害発生時に、特定事業所の被害状況を関係機関が迅速に把握・共有する体制を維持するため、FAX 等による「情報受伝達訓練」を行いました。（2022年8月22日実施済）その結果、75の特定事業所が参加しましたが、そのうち10事業所からの報告がありませんでした。

報告がなかった理由としては、被害状況報告（FAX）を本来は市消防局へ送信しなければならないところを、共同防災組織等の別機関に送信したものが多数ありました。実災害時は、訓練のように県からの災害発生のお知らせはないため、自発的な災害情報の収集及び被害状況報告を適切に行えるよう「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」により、各自対応を改めて確認いただくようよろしくお願いいたします。

また、石油コンビナート等特別防災区域における災害発生直後の初動対応の習得・習熟 及び 関係各機関同士の連携を維持するため、災害対策本部を主体とした情報の受伝達等、各機関の主な活動内容について、オープンシナリオ・机上訓練形式の「合同図上訓練」を実施し、関係機関から計49人の参加がありました。（2022年11月9日実施済）

訓練の成果としては、「災害発生時の各機関の対応を確認できた。」「発災からの報

告の流れや必要な情報を集めて確認することができた。」「計画、マニュアル、手順等の見直し、再確認ができた。」「消防局員が県石コン本部チームにおける対応の把握・理解が進んだ。」などがありました。一方課題としては、「訓練に参加する事業所は固定せずに変更した方が良い」といった訓練方法に関する意見や「シナリオに重傷者や避難対応に関する内容を盛り込むべき」といった意見がありました。

本県では、有事に備えて行っているこれらの訓練結果を踏まえながら改善を行い、訓練の充実を図っていくこととしています。各事業所においても、必要な情報を迅速かつ的確に行政機関へ提供できるような体制作りを引き続きよろしくをお願いします。

2 2022年度 神奈川県石油コンビナート等防災計画に係る予防対策取組状況調査の結果ほかについて【防災管理者等研修会】（資料2）

2015年に「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の修正を行った際、特定事業所や関係行政機関の予防対策等を充実させました。充実させた予防対策等の取組状況を把握するため、2016年度から本調査を開始することとしました。

取組状況調査のアンケート結果や調査結果から更に確認事項を絞って聞き取り調査・現地調査を実施いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

次年度以降も、取組状況調査の結果を踏まえ、現地調査を行う予定です。ただ、事業所のアンケート結果によっては、同じ事業所に対して複数年連続で現地調査を行うケースがございますので、調査へご協力のほどよろしくお願いします。

3 2022年に発生した異常現象及び高圧ガス事故等について【共通】（資料3）

- 2022年1月～12月までに発生した異常現象及び高圧ガス事故について資料のとおり取りまとめました。
- 2022年の事故件数の特徴は、特定事業所での異常現象にはあたらないけれど、高圧ガス事故に該当する規模の小さな事故の報告が増加しているところです。異常現象と高圧ガスの事故の定義が異なることを再認識いただきたいと思います。
- 異常現象は人的被害が4件5名（前年2件3名）に増加しました。一方で、同一事業所での危険性の高いC1級事故の発生事業所数は前年より減少しており、過去の発災からの教訓が活かされているように思われます。引き続き、事故発生時には発災個所を復旧して終わり、ではなく、原因を深堀りして、その設備の運転等に関わる人、全員での再発防止の検討・実行をぜひよろしくお願いします。
- また、2022年度の高圧ガス保安法対象事業所への立入検査として、保安検査や石炭法の立入検査時に、事業所の皆様に事故の定義の再確認をさせていただきました。その際に、異常状態の発生の有無についても確認させていただいておりますが、事業者の皆様にはあらためて、高圧ガス事故の見落としがないことをご確認ください。また、事故時の対応を危害予防規程やそれに紐づく事業所独自の要領・マニュアル・

基準等を設けていただいていることと思います。その中に、経済産業省の「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」による事故定義を明記することを検討いただきたいと思います。

4 高圧ガス保安法関係法令の改正等について【コンビナート事業所保安対策推進連絡会】（資料4）

（1）法令改正、国の動向について

前回、2022年8月の連絡会以降にありました法令改正等、主な国の動向については次のとおりです。

- 冷凍保安規則等の一部改正について（2022年10月1日）
- 冷凍保安規則第43条第2項第1号、液化石油ガス保安規則第80条第2項第1号、一般高圧ガス保安規則第82条第2項第1号又はコンビナート等保安規則第37条第2項第1号に基づく保安検査の方法の申請手続について（2022年11月11日）
- 新たな認定制度の詳細設計について（2023年12月頃 政省令施行予定）

（2）そのほか注意喚起・情報提供

① 高圧ガス容器の移動中の事故防止について

（事例1） 高圧ガス容器の移動中の事故（愛知県）

伊勢湾岸自動車道から東名高速道路へ進入する豊田ジャンクション内の上り路線において、多数のLPガス容器を積載した車両が、走行中に前方の車両との衝突を避けるため急ブレーキをかけたところ、LPガス容器が荷崩れを起こして路上に散乱し、当該容器から漏れ出したLPガスが何らかの原因で着火して、火災が発生するとともに、容器が爆発する事故が発生した。

この事故で、LPガス容器を積載していた車両に加え、当該車両の前方に停車していた2台の車両が火災・爆発に巻き込まれ、炎上するとともに、これら2台の車両に乗車していた1名が死亡、2名が負傷した。

原因は、調査中ではありますが、容器を締結するラッシングベルトが切れたか、ロープフックから外れたためと考えられる。

（事例2） 高圧ガス容器の移動中の事故（神奈川県）

早朝に新東名高速道路厚木南IC出口付近で、トラックが回収容器を運送していた際に、アセチレン410容器24本が荷台上で転倒し、アオリ板を閉め忘れ、側面から路上に落下する事故が発生した。

原因は、容器をベルトで固定したが、上下二段にベルトを掛けていなかった

こと及びアオリ板を閉め忘れたまま走行したこと。

⇒高圧ガスの移動時の危険性を十分に認識するとともに、場内出入り業者・協力会社への教育等を実施し、安全な取り扱いにご協力をお願いします。

② 定期修理中の事故防止について

(事例1) 定期修理中の酸欠事故(高圧ガス事故)

定期修理中に、触媒交換のために窒素雰囲気下であった反応器の内部で、協力会社の作業員1名が倒れていた。病院に救急搬送されたが、酸欠が原因で死亡した。

⇒酸素欠乏危険箇所における作業計画の情報管理手段を規程類で明確に規定するとともに、作業計画を変更した場合は、作業関係者に対して速やかに、かつ、確実に周知し、変更した作業計画に従って作業することや、危険表示札を設置すること等安全対策をお願いします。

(事例2) 定期修理中の熱交換器の洗浄作業中の事故(高圧ガス事故非該当)

定期修理中に熱交換器を開放し、チューブ内をジェット水で洗浄中、協力会社の作業員1名が倒れていた。市内病院へ救急搬送されたが、後日、死亡した。

本作業については、15年以上行っており、作業員は基準に従い、保護面(吸入開口部有り)等を着用していたが、ジェット洗浄時にチューブ内に残留していたシアン化水素を吸引したものと推定される。

⇒シアン化水素など毒性ガスを取扱う際の安全対策については、自事業所での経験を踏まえて取り組むだけでなく、他社を含めた他事業所の安全対策も十分に踏まえた上で、必要な安全対策を検討・実施していくこと。

エアラインマスクの着用など適切な保護具を装着することが必要であること。

高圧ガスの危険性を十分に認識した上で、作業者の安全確保のため、必要な対策をお願いします。

③ 県内発生事件事例等からのお願い

ある県内事業所において、今年(2023年)に入ってから連続して5件の異常現象(高圧ガス事故含む)が発生しました。当該事業所では、年明けから定修を迎えるため施設の停止作業等が行われていました。

災害に至った直接的な原因は、現在調査中ですが、根本的な原因として、①ベテラン職員の退職による技術継承不足 ②作業者が初めて迎える定修に対する経験不足 ③工事内容・危険箇所等に対する情報共有不足 などが考えられます。

経験不足を補うためにも、教育・作業基準の整備等による技術の継承を確実に、関係者間での情報共有の徹底をお願いします。

また、高圧ガス事故が発生した場合は、県への通報と、発災施設を稼働する前に県への一報を引き続きお願いします。

5 そのほか

◆ 令和5年度年間計画の提出について【コンビナート事業所保安対策推進連絡会】

消防保安課では毎年、高圧ガス特定製造事業所の保安検査計画や施設稼働計画などを把握し、許認可、検査、保安指導等の参考とするため、年間計画を提出いただいています。

2023年3月9日に、電子メールにより表題を「高圧ガス施設の定期修理等に係る年間計画報告書の提出について（依頼）」として依頼していますので、送付した様式に記入いただいた上、3月31日（金）までに電子メールで消防保安課まで提出いただくようお願いいたします。

◆ 本資料への質疑について【共通】

今回情報提供させていただいた内容についての質疑については、電話・メールにてお受けいたします。下記までご連絡ください。なお、いただいた質疑応答については、内容により全事業者様宛、共有させていただく場合があります。

◆ そのほか【共通】

- ・ 次回は2023年7月に対面での開催を予定しています。
- ・ 開催案内等についてはメールにより、前回ご連絡したアドレスまたは現況調査等からご報告いただいたアドレスにご連絡します。ご担当者様の変更等がありましたら随時メールでご連絡ください。その際、高圧法の担当者か石災法の担当者かを明記いただけますと幸いです。

消防保安課高圧ガス・コンビナートグループ

Email : kombinat.hn@pref.kanagawa.lg.jp

電話 : 045-210-3479